「竹富町猫飼養条例施行規則改正（案）」に関する
意見募集（パブリックコメント）について

令和８年 10 月 30 日
竹富町自然環境課

１　施行規則改正の背景

竹富町猫飼養条例（以下「条例」という。）は、運用の見直しを図る必要があることから、全部改正を行うべく、令和８年７月 31 日から令和８年８月 29 日までの期間においてパブリックコメントを実施したところ。

竹富町猫飼養条例施行規則（以下、「規則」という。）は、条例の施行に係る事項を定めたものであることから、規則についても改正条例の内容を踏まえた改正を行う必要がある。

以上のことから、竹富町猫飼養条例施行規則の改正を行うもの。

２　改正（案）の主なポイント

⑴　第３条（所有者等による届出）関係

・届出書の記載内容を定めるほか、竹富町猫飼養条例（以下、「条例」）において、飼い主に対して飼い猫の室内飼養を義務付けているため、「猫を飼養または保管する施設の各階平面図」の提出が必須となる。

⑵　第６条（所有又は占有に係る申請）関係

・申請書の記載事項を定めるほか、事前に許可が必要となるため、通常の項目に加えて、「特定感染症の病原体有無に関する検査の実施状況」および「予防接種の実施状況」の記載が必須。

・条例にて規定した提出書類の整理。
猫に装着されているマイクロチップの識別番号、猫に係る特定感染症の病原体の有無に関する検査結果（申請日前１月以内に交付されたものに限る）、猫に対する特定予防接種の実施状況（申請日前１年以内に交付されたものに限る）、猫に対する生殖を不能にする手術の実施状況又は当該手術を実施することにより当該猫の健康及び安全の保持上の支障が生じるおそれがあることを証する書類を規定。

・加えて、猫を飼養又は保管するための施設の各階平面図、ケージ等の構造を明らかにする平面図、立面図及び構造図、窓、玄関その他の開口部に逸走防止措置が講じられていることを証する書類を規定に追加。

⑶　第７条（飼養許可に係る審査基準）関係

・条例にて規定した審査基準の具体化規定を整備。
第１項第１号から第３号までの基準のいずれかに該当しているかを審査。

・第１号にて、「特定感染症の検査を実施済みで陰性であること」、かつ、「過去１年以内に予防接種を受けていること」の双方を満たしているか否かを判断する審査基準を規定。

・第２号にて、特定感染症の検査を実施した結果、感染症に罹患している場合の審査基準を規定。

・なお、より詳細な解釈については要綱において規定することを想定。

・第３号にて、申請の対象となる猫が生後 56 日以内である場合の審査基準を規定。

(4)　第 12 条（西表島等における飼い主の遵守事項））関係

・対象となる感染症の予防接種を「特定予防接種」として位置づけ。

・飼い主に対して「１年に１回」の頻度で実施することを義務付け。

(5)　第 13 条（持込み許可）関係

・観光客等が猫を持ち込む場合、猫を持ち込む期間、猫を持ち込もうとする理由、滞在先の名称・住所・連絡先を申請書に記載する規定を追加。また、猫を持ち込む期間中において、猫を飼養又は保管する施設の名称・住所・連絡先の記載が必須。

４　意見提出手続

（１）　問合せ先

竹富町役場自然環境課

〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地１

TEL　0980-83-1306

（２）　意見募集対象

別紙　竹富町猫飼養条例施行規則改正（案）

（３）　資料の入手方法

ア　竹富町ホームページ（https://www.town.taketomi.lg.jp）への掲載

イ　竹富町役場自然環境課（（１）問合せ先）での配布・閲覧

（４）　意見提出期間

令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 28 日（土）まで

※郵送の場合は締切日必着

（５）　意見提出方法

ア　郵送の場合：以下の宛先に締切日必着にて提出

〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地１　竹富町役場自然環境課　宛て

イ　FAX の場合：0980-82-6199

ウ　意見提出フォームの場合：https://logoform.jp/form/JFb9/1814814

※上記 URL にアクセスいただくと、意見提出フォームが表示されます。意見の内容を含む必要事項を所定のフォームに記入ください。

エ　持参の場合：竹富町役場自然環境課又は出張所に提出

（６）　意見提出に関する共通注意事項

ア　意見提出フォーム以外の場合、件名に必ず、「竹富町猫飼養条例施行規則改正（案）への意見」と御記入ください。

イ　本文の様式は問いません。

ウ　意見提出者の住所、氏名（団体の場合は団体名）、電話番号・メールアドレス等を御記入ください。頂きました意見の内容は住所、氏名、電話番号・メールアドレスを除き、公開を前提としますので、あらかじめ御承知おきください。

エ　御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断された場合は、公表の際に該当箇所を伏せさせていただきます。

オ　意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不

明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務のみに利用させていただきます。

カ　意見に住所、氏名の記載の無いものは無効とさせていただきます。

キ　電話での意見は受けかねますので御了承ください。

５　提出された意見の取扱い

提出された意見につきましては、その概要とそれに対する対応方針を取りまとめて公表します。

６　今後の主なスケジュール（予定）

令和８年 12 月上旬　提出された意見を取りまとめた上、公表

令和８年 12 月初旬　竹富町猫飼養条例施行規則の改正を実施

【問合せ先】

竹富町役場自然環境課

〒907-8503　沖縄県石垣市美崎町 11 番地１

TEL：0980-83-1306（直通）

E-mail：shizenkankyoka@town.taketomi.okinawa.jp